

野田市水道事業最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、野田市水道事業が競争入札により工事又は製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、最低制限価格制度を設けるときの取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 最低制限価格

地方自治法施行令第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき設ける価格をいう。

(2) 予定価格設定者

予定価格を設定する者をいう。

(適用対象工事等)

第3条 最低制限価格制度の対象は、競争入札により次に定める契約を締結しようとする場合とする。

(1) 建設工事及び製造（以下「工事等」という。）の請負であって、その予定価格が130万円を超え1,000万円未満となる契約

(2) 測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び地質調査業務の委託業務（以下「建設工事等委託業務」という。）の請負であって、予定価格が50万円を超える契約

(3) 建設工事等委託業務以外の委託業務（以下「一般委託業務」という。）の請負であって、予定価格が500万円以上1,000万円未満となる契約

(最低制限価格)

第4条 最低制限価格は、次に定めるところによるものとする。

(1) 工事等

契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で予定価格設定者の定める割合を予定価格に乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

ア 予定価格設定者の定める割合は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる①から④の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合は10分の7.5とする。

①直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

③現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

④一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

イ アに定める算出方法以外の場合は、10分の9.2とする。

(2) 建設工事等委託業務

契約ごとに予定価格設定者の定める割合を予定価格に乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

ア 予定価格設定者の定める割合は、予定価格算出の基礎となった別表の業務の種類ごとに掲げる費目の額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に10分の8、建築関係のコンサルタント業務にあつては10分の8.5を乗じ、その額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、地質調査業務を除く建設工事等委託業務に係る契約については、その割合が10分の6に満たない場合は10分の6とする。地質調査業務に係る契約については、その割合が3分の2に満たない場合は3分の2とする。

イ アに定める算出方法以外の場合は、予定価格設定者の定める割合は10分の6.5とする。

(3) 一般委託業務

次のいずれかの額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

ア 予定価格算出の基礎となった額の算出方法が、工事等の積算基準による場合は、次に掲げる①から④の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額

①直接工事費の額に10分の7.5を乗じて得た額

②共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額

③現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額

④一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

イ アに定める算出方法以外の場合は、予定価格に10分の6を乗じた額

(予定価格書への調査基準価格等の記載)

第5条 予定価格書には、予定価格、入札書比較価格のほかに、最低制限価格及び消費税を除いた最低制限価格を記載する。

(入札者への周知)

第6条 入札の執行に当たっては、入札公告又は指名通知書に次に定める事項を記載するものとする。

(1) 最低制限価格が設定されていること。

(2) 入札者が、最低制限価格を下回った場合は失格となること。

(入札の執行)

第7条 入札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者又は

落札候補者とする。また、最低制限価格を下回る価格をもって入札をした者は失格とし、後日通知する。

- 2 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が複数の場合は、くじを引かせて落札者又は落札候補者を決定する。

(要領の公表)

第8条 この要領は、公表するものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う工事等の請負契約の入札から適用する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う工事等の請負契約から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以降に入札公告等を行う工事等の請負契約の入札から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月15日から施行し、同日以降に入札公告等を行う工事等の請負契約の入札から適用する。

別表（第4条関係）

業務の種類	調査基準価格の算出基礎となる額	費目に含まれる費用
測量業務	①直接測量費の額	直接測量費
	②測量調査費の額	測量調査費
	③諸経費の額に10分の5を乗じた額	間接測量費、一般管理費等
建築関係の建設コンサルタント業務	①直接人件費の額	直接人件費
	②特別経費の額	特別経費、特別料加算額、加算業務
	③技術料等経費の額に10分の6を乗じた額	技術料等経費
	④諸経費の額に10分の6を乗じた額	直接経費、間接経費
土木関係の建設コンサルタント業務	①直接人件費の額	直接人件費
	②直接経費の額	直接経費積上計上
	③その他原価の額に10分の9を乗じた額	直接経费率計上等
	④一般管理費等の額に10分の5を乗じた額	一般管理費等
補償関係コンサルタント業務	①直接人件費の額	直接人件費
	②直接経費の額	直接経費
	③その他原価の額に10分の9を乗じた額	直接経费率計上等
	④一般管理費等の額に10分の5を乗じた額	一般管理費等
地質調査業務	①直接調査費の額	直接調査費
	②間接調査費の額に10分の9を乗じた額	間接調査費
	③解析等調査業務費の額に10分の8を乗じた額	解析等調査業務費
	④諸経費の額に10分の5を乗じた額	諸経費